

国際みなと経済特区

意義

港湾物流の活性化や外国・外資系企業の誘致促進等を通じて、神戸のアイデンティティーである「港」の再生と「港」に連なるまちの活性化を加速させ、賑わいのある「みなと」を再生することによって、神戸経済の本格的な復興を目指します。

区域

ポートアイランド、六甲アイランド、三宮地区、HAT神戸及びその他の保税地域が存在する区域

内容

特区内の事業所等が外国人研究者・外国人IT技術者を受け入れる際に、在留許可期間の上限引き上げ（3年5年）や、入国管理局で入国・在留申請の優先処理などの措置がとられます。外国人研究者については、活動範囲の拡大（ベンチャー企業を起こすなど）も認められます。また、外国企業が支店開設準備を行う際に、当初から企業内転勤の在留資格が与えられます。これらの特例を適用することにより、外国・外資系企業の誘致、研究成果の事業化を促進します。

株式会社による大学設置を可能とし、校地・校舎を所有せずに設置することが認められます。

これらの特例を適用することにより、企業競争力の強化につながる人材育成を推進します。

その他、全国的に規制が緩和される項目の活用や神戸市独自の事業の推進により、港湾サービスの一層の向上を図るとともに、企業の立地を促進します。

震災前の水準へ早期の神戸港の港勢回復を目指します。また、外国・外資系企業の立地（目標：年間10件程度）や、研究開発成果の産業移転を促進（目標：年間10件程度）、IT産業の振興とともに企業競争力の強化を図ることで、経済全体の高度化、活性化を図ります。

目標

以下の項目については、規制の特例措置の全国化により、全国的な制度として実施されます。

税関において、通常の勤務時間外における通関体制を整備し、また臨時開庁手数料を軽減します。これらの特例を適用することにより、港におけるリードタイム（船舶が入港してから貨物がゲートを出るまでの時間）の短縮やコストの削減を実現し、神戸港の貿易を振興していきます。（臨時開庁手数料の軽減については、平成17年4月から、また、通常の勤務時間外における通関体制については平成17年7月から全国展開されました。）



神戸港全景



コンテナターミナル（夜間荷役）

